

視察報告書

日程 2018年7月2日(月)
調査研究先 群馬県太田市
人口 224,637人(住民基本台帳人口、2018年6月30日現在)
面積 175.54km²
参加者 日本共産党3名(内藤司朗、清水英知、木内直子)
応対していただいた太田市のみなさま
太田市教育委員会学校施設管理課主幹(給食担当) 浅香信様
太田市教育委員会学校施設管理課学校給食係課長補佐 坂本綾子様
太田市議会事務局事務局長 吉田稔様
太田市議会事務局議会総務課 竹内恵美様
調査研究内容 学校給食費助成について

1. 視察理由

学校給食費を無料にする自治体が徐々に増えています。また、2人目の子どもについては半額、3人目では無料、などの形で保護者負担を減らした事例もあります。山梨県内においては、市川三郷町、早川町、身延町、丹波山村が無料化しました。

本視察では、群馬県内の市町村で広がっている、学校給食費の無償化や助成をめぐる、実施の経過、効果、課題、市民の反応などについて学ぶため、太田市を視察しました。

2. 調査方法

太田市教育委員会学校施設管理課のお二人から説明を受けた後、質問をしました。

3. 調査結果

同市内では、小学校26校、中学校16校、特別支援学校1校の計43校において学校給食を実施しています。同市は、これらの学校に通う児童、生徒を対象として、第2子の学校給食費の半額、第3子以降については全額を助成するなどしています。

なお、同市内には、中高一貫校が1校ありますが、学校給食は実施していないとのことです。

制度の詳細については、資料を添付しました。

これにより、保護者負担は、第2子については公立小学校では24,200円、公立中学校で29,150円、第3子以降は公立小学校で48,400円、公立中学校58,300円、それぞれ軽減されます。(金額は年額)助成総額(2017年度)は2億4,850万円余とのことです。

4. 学校給食費の徴収方法

給食費徴収については「学校や先生に負担をかけないのは当然」という考えのもと、公会計化されており、市が徴収しているとのことでした。

5. 感想

太田市においては、学校給食費の保護者負担軽減について、議会や市民からの反対意見はなく、むしろ、最近では、完全無料化を求める要望が出ているとのことでした。

また、担当職員の方の説明やことばの端々から、群馬県内でもいち早く子育て支援に取り組んできたという自負や、子育て支援や食育などへの強い信念、情熱が伝わってきました。

憲法第26条において「義務教育は、これを無償にする」とされています。しかし、現実には授業料や教科書の無償に限られています。文部科学省の子どもの学習費調査によれば、学校への納付金など学校関係で必要な費用は、小学生で年間約10万円、中学生で約18万円、保護者には大きな負担となっています。学校給食は教育の一環であり、無償とするべきものです。

甲府市は、学校給食費の無償化について、小中学校合計で約7億円余の市の負担となるとして、消極的です。

お金の心配なく学び、子育てができる社会をつくるために必要な事業であると考えられるので、甲府市に対して引き続き、学校給食費の無償化を求めています。

6. 資料

- 1) 小学生・中学生の保護者の方へ 子育て支援対策 平成30年度学校給食費助成(視察時に頂いた資料)
- 2) 平成30年度市立幼稚園給食費助成事業(視察当時の太田市のウェブサイトより)
- 3) 第2子以降の私立幼稚園・認定こども園の給食費を助成します(視察当時の太田市のウェブサイトより)

以上

学校給食費助成



制度内容

- 第2子の学校給食費が **半額助成** されます。
- 第3子以降の学校給食費が **全額助成** されます。



第1子

※20歳未満



第2子



第3子以降



※学校給食費の月額を、第2子を半額、第3子以降は全額助成するため、差額を学校給食費としての請求となるように助成します。

※太田中学校、市外や私学に在籍している場合は、太田市立の学校給食費相当金額を平成31年3月頃に太田市金券にて助成します。
(詳細は下記までお問い合わせください)

受給要件(すべてを満たしていること)

- 平成10年4月2日以降に生まれた子どもを2人以上養育していること。
- 太田市在住であること。(転入予定者含む)
- 太田市税等、保育料、学校給食費、市営住宅家賃等に滞納がないこと。

※上記に滞納がある場合は、それぞれの担当課へご相談ください。

■ たとえば...

A家



第1子

19歳

適用



第2子

14歳

(中学生)



B家



第1子

17歳

(高校生)

適用



第2子

14歳

(中学生)



適用



第3子

9歳

(小学生)



C家



適用外

20歳



第1子

15歳

(中学生)



第2子

10歳

(小学生)



※第1子が20歳以上の為、中学生が第1子、小学生が第2子の扱いになります。

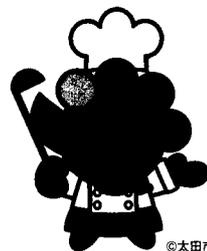
申請受付期間：平成30年2月1日(木)～平成30年3月9日(金)まで

※上記申請受付期間外の場合は、ご相談ください。

お問い合わせ

太田市教育委員会 学校施設管理課 学校給食係

〒370-0495 太田市粕川町520番地 電話 0276-20-7086



申請方法について

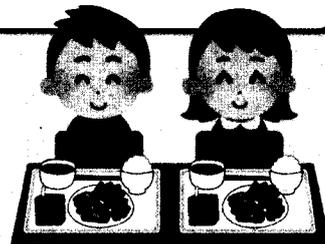
助成方法： **学校給食費** - **助成分** = **請求額**

学校給食費の月額を、第2子を半額、第3子以降は全額助成するため、差額を学校給食費としての請求となるように助成します。

※太田中学校・市外や私学に在籍している方には太田市金券を助成します。

助成期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日

下記の注意事項や記入例をよく読んだ上で、右ページの交付申請書兼承諾書に必要事項(①②③)を記入してください。ご記入後は、キリトリ線にて切り離し、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、学校施設管理課へ返送してください。



■ ご注意

- 申請書は、必ず申請者(保護者)が自署、捺印してください。
- 申請書内の委任状③につきましては、上記助成方法をご理解の上、忘れずにご記入ください。
- このパンフレットは、児童生徒全員に配布しています。お手元に届いた申請書の1枚に、子どもの氏名を全員分記入していただき、**世帯につき1枚を返送**してください。
- 申請の状況によって他の提出書類を求める場合があります。

■ 申請書の記入例

▲ CHECK
捺印は**3ヶ所**忘れずに押してください。

平成30年度用

助成期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日

Check 1



記入日 平成30年2月10日

(宛先)
太田市教育委員会

① 申請者(保護者)

住所 太田市浜町2番35号

氏名 太田 一郎



電話(日中の連絡先)
0276-47-1111

Check 2

子育て支援対策学校給食費助成金交付申請書兼承諾書

太田市子育て支援対策学校給食費助成金交付規則第5条の規定により、次のとおり申請します。
交付申請決定のため、私の世帯に係る住民登録資料、税務資料その他について、教育委員会が各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

記

平成30年4月2日時点の年齢と学年を記入してください。

養育している子どもの氏名	生年月日	平成30年4月2日時点		
		年齢	学校名・職業	学年
第1子 太田 一子	平成11年1月1日	19歳	※15才以上の方は無記入可	年
第2子 太田 太郎	平成12年1月6日	18歳	大学進学(就職)予定※	1年
第3子 太田 花子	平成14年10月26日	15歳	高校進学予定※	1年
第4子 太田 次郎	平成20年4月2日	10歳	太田市立〇〇小学校	4年
第5子 太田 三郎	平成25年10月7日	4歳	太田市立〇〇幼稚園	年中
第6子	平成 年 月 日	歳		年

③

委任状

太田市子育て支援対策学校給食費助成金の交付が決定された場合、当該助成金を学校給食費に直接納入するため、当該助成金の請求及び受領に係る権限を太田市教育委員会に委任します。

保護者氏名 太田 一郎



Check 3

平成30年度用

助成期間：平成30年4月1日～
平成31年3月31日

捨印



記入日

平成 年 月 日

(宛先)
太田市教育委員会

1

申請者(保護者)

住所

氏名

電話(日中の連絡先)

印

子育て支援対策学校給食費助成金交付申請書兼承諾書

太田市子育て支援対策学校給食費助成金交付規則第5条の規定により、次のとおり申請します。

交付申請決定のため、私の世帯に係る住民登録資料、税務資料その他について、教育委員会が各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

記

2

平成10年4月2日以降生まれの 養育している子どもの氏名	生年月日	平成30年4月2日時点		
		年齢	学校名・職業	学年
第1子 フリガナ	平成 年 月 日	歳		年
第2子 フリガナ	平成 年 月 日	歳		年
第3子 フリガナ	平成 年 月 日	歳		年
第4子 フリガナ	平成 年 月 日	歳		年
第5子 フリガナ	平成 年 月 日	歳		年
第6子 フリガナ	平成 年 月 日	歳		年

3

委任状

太田市子育て支援対策学校給食費助成金の交付が決定された場合、当該助成金を学校給食費に直接納入するため、当該助成金の請求及び受領に係る権限を太田市教育委員会に委任します。

保護者氏名

印

太田市税等納付照合確認欄 (記入しないでください。)

市税等 (納税課等)	認可保育園保育料 (こども課)	市立幼稚園保育料 (児童施設課)	市営住宅家賃等 (建築住宅課)	学校給食費 (学校施設管理課)

平成30年度市立幼稚園給食費助成事業

平成29年度から子育て支援事業として、子育てにおける保護者の経済的負担軽減を図るため、市立幼稚園の給食費について第2子は半額、第3子以降は全額助成を行っております。

区分	年間助成額（上限）
第2子	22,000円
第3子以降	44,000円

受給要件

- ・20歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（婚姻しているものを除く）で、平成10年4月2日以降に生まれた子どもを2人以上養育していること。
 - ・太田市在住であること（転入予定者含む）
 - ・太田市税等、保育料、学校給食費、市営住宅家賃等に滞納がないこと
- ※上記に滞納がある場合は、それぞれの担当課へご相談ください。

申請方法

所定の申請書に必要事項を記入し、各幼稚園へ平成30年2月23日（金）までに提出してください。

※転入などにより上記申請受付期間外の場合は、随時受付をしております。

→申請書についてはこちらをクリックしてください。📄 (180KB)

【注意事項】

- ・小中学校と市立幼稚園のお子さんをそれぞれお持ちで、どちらも給食費助成の申請を行う場合については、申請書の様式が学校給食用と幼稚園給食用で異なりますので、ご注意ください。
- ・申請書は、必ず申請者（保護者）本人が直筆、捺印してください。（代筆・代印は不可です）
- ・申請される方は、必ず受付期間内に提出してください。
- ・申請書の1枚に、子どもの氏名を全員分記入していただき、世帯につき1枚提出してください。
- ・毎年度申請が必要となります。
- ・申請の状況によって他の提出書類を求める場合があります。

📧 お問い合わせ先

部署名：児童施設課

メールアドレス：020550(at)mx.city.ota.gunma.jp | 電話：0276-47-1924 | FAX：0276-47-1951 |

※(at)を@に変えて送信してください

太田市役所

〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号 電話：0276-47-1111(代表) FAX：0276-47-1888 (代表)

開庁時間：平日、午前8時30分～午後5時15分 ※休日の受付業務（サービスセンター）はこちらをご覧ください。

[トップ](#) > [組織・電話番号](#) > [福祉こども部-こども課](#) > 第2子以降の私立幼稚園・認定こども園の給食費を助成します

第2子以降の私立幼稚園・認定こども園の給食費を助成します

平成29年4月より、第2子以降の子どもが私立幼稚園や認定こども園に通園する場合、第2子の給食費を半額助成、第3子以降の子どもの給食費を全額助成します。（※認定こども園は1号認定の子どもに限る）

助成を受けるためには申請が必要で、支給資格要件があります。

支給資格要件

- ① 20歳に達する日以降の最初に3月31日までの間にある者（婚姻している者を除く）を2人以上養育していること
- ② 申請者及び対象となる子どもが太田市に住民登録があること
- ③ 申請者及びその世帯員が、医療保険各法における被保険者または被扶養者であること。
- ④ 市税など（市・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、保育園保育料、幼稚園保育料、小・中学校給食費、市営住宅家賃など）に滞納がないこと

申請方法（平成29年度の申請書は現在準備中です。もう少しお待ちください。）

- ・平成29年2月下旬から3月上旬に、通園する園を通じて申請書を配布します。
 - ※一部の認定こども園（保育園から移行した認定こども園）に通園する子どもについては、直接郵送します。
- ・認定の有効期間は1年間です。毎年1月に翌年度分の申請を受け付けます。
- ・認定期間内に支給認定の変更をした場合は、1号認定だった期間のみ対象となります。
- ・年度の途中で入園する方は、直接こども課にて申請をしてください。

お問い合わせ先

部署名：こども課

メールアドレス：020530(at)mx.city.ota.gunma.jp | 電話：0276-47-1942 | FAX：0276-47-1880 |

※(at)を@に変えて送信してください

太田市役所

〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号 電話：0276-47-1111(代表) FAX：0276-47-1888 (代表)

開庁時間：平日、午前8時30分～午後5時15分 ※休日の受付業務（サービスセンター）はこちらをご覧ください。

The Official Web Site of The City of Ota / All rights reserved. Copyright(c) City of Ota, Gunma